

国際文化研究科博士後期課程学位論文審査要領

1. 学位授与について

本研究科は、国際文化研究分野と教育学研究分野、臨床心理学研究分野から成り、付与する学位は博士（文学）とする。

2. 学位付与の基準

博士の学位論文（以下「博士論文」）の審査では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う能力、またはその他の専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を有することを判断基準とする。

3. 博士論文提出の時期

博士論文提出の時期は、年2回とする。春期学位授与は11月に予備審査受付、1月に本審査を受付ける。秋期学位授与は3月に予備審査受付、5月に本審査を受付ける。提出先は、本学2号館5階国際文化学部事務室とする。

4. 博士論文の提出要件

審査の対象となる博士論文は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 主題に関する公刊された単著もしくは筆頭者の論文2編以上（うち1編以上は日本学術会議協力学術研究団体である学会の学会誌に掲載されたレフリー付のもの、もしくはこれと同等以上のもの）、またはこれに匹敵する公刊された単著書1編を要するものとする。
- (2) 前号の論文または単著書は、主題に即して体系的に論述されたものであることを要する。
- (3) 使用言語は日本語とする。ただし、審査が可能な場合には、日本語以外の言語の使用も認めることができる。

5. 提出書類

博士論文の審査を希望する者は、所定の期日までに博士論文1編3部、学位論文審査願1部、論文目録3部、論文要旨（4,000字以内）3部、履歴・研究業績書3部、参考論文（主要論文2編）各3部を提出するものとする。

6. 博士論文の書式・体裁

- (1) 論文は、A4版で、ワープロ等で清書することを原則とする。論文枚数等については研究指導教員の指導によるものとする。
- (2) 提出の際は、片面印刷し、仮製本する。仮製本では表紙、中表紙、目次、本文、裏表紙を、左側ひも綴じ（4穴、表結び）にする。

7. 博士論文の審査

博士論文の審査は、本研究科教授会に設ける審査委員会において行う。審査委員は、研究指導教員を主査とし、当該学位論文に関連のある特別研究担当教員2名以上を副査として構成する。研究科教授会が必要と認めるときは、審査委員会に他の大学院または研究所等の教員等を加えることができる。

8. 審査基準

審査にあたっては、研究分野の高度な専門性を通して、自立した研究者や高度専門職として現代社会に貢献できる能力を前提として、次の各号を主要な審査項目として総合的に審査するものとする。

- (1) 研究の独創性
- (2) 研究の位置づけの明確さ
- (3) 論旨の明確さ
- (4) 文献レビューの十分さ
- (5) 文章の正確さ及び平易さ
- (6) [理論的研究の場合] 論理的整合性
- (7) [実証的研究の場合] 検証方法の妥当性

9. 博士論文審査の公開

- (1) 博士論文の審査期間中、審査対象論文を縦覧に供するものとする。
- (2) 博士論文の審査期間中に、審査対象論文を公開し、公聴会等を開催する。

10. その他

博士論文が公刊された著書でない場合は、博士の学位授与の決定後、すみやかに論文全体を冊子として製本し、2部提出するものとする。